

千歳市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千歳市のホームページに掲載する広告の取扱いについて、千歳市広告掲載要綱（平成18年8月4日市長決裁。以下「要綱」という。）及び千歳市広告掲載基準（平成18年8月4日市長決裁。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェブページ ウェブブラウザに一度に表示されるデータのまとまりで、文字、画像、音声、動画等により構成され、インターネット上で公開される情報をいう。
- (2) ウェブサイト ウェブページの集まりで、企業等が管理するものをいう。
- (3) 市ホームページ 千歳市が管理するウェブサイトを用いる。

(表示方法及び規格)

第3条 広告の表示方法は、バナー広告（ウェブページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクしているものをいう。）とし、その規格は次のとおりとする。

画像の大きさ	縦50ピクセル×横160ピクセル
画像の形式	G I F（アニメーションを利用したものを含む。）又はJ P E G

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 広告の掲載位置は市ホームページのトップページで市長が指定する位置とし、掲載枠数は15とする。

(広告の掲載期間及び掲載料)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1か月を単位とし、5月1日から翌年4月30日までの範囲内において最大6か月とする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載期間満了時に掲載枠に空きがあるときは、これを更新することができる。ただし、第9条第2項の掲載待機者があるときは、当該掲載待機者を優先して空いた掲載枠に充てるものとし、この場合における掲載位置の決定は、同条第3項の規定によるものとする。

3 掲載期間の開始日は当該掲載期間の開始月の初日とし、掲載期間の終了日は当該掲載期間の終了月の末日とする。

4 前項の規定にかかわらず、掲載期間中に市がサーバーのメンテナンス等のため、広告を掲載しているウェブページを1日を超えて閉鎖したときは、当該閉鎖日数に相当する日数を延長して広告を掲載することができる。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、当該閉鎖期間分の掲載料を還付することができる。

5 1か月当たりの広告の掲載料は、1枠につき20,000円とする。ただし、市内に事務所を有する企業等は1枠につき10,000円とする。

(表現等の制限)

第6条 次に掲げる表現は、市ホームページを閲覧する者（以下「閲覧者」という。）が、市ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるため、広告に使用してはならない。

- (1) 市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの
- (2) 「暮らしの便利帳」、「福祉と介護」等市政を連想させる用語を使用することにより、閲覧者が市の事業であると錯誤しやすいもの

2 次に掲げる表現は、閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがあるため、広告に使用してはならない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」、「警告」等の意味を表すマーク、ボタン等の表示
- (2) テキストボックス等の入力できるように見えるものの表示
- (3) ラジオボタン、プルダウンメニュー等の選択肢又は選択肢があるように見えるものの表示

3 GIF形式の画像にアニメーションを利用するときは、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) 高速で振動し、又は点滅する表示、彩度が高く赤色で点滅する表示、明度差の強い画面反転表示等が継続するものは使用してはならない。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものの切替えの間隔は2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅の間隔を0.4秒以上とする。

4 文字色と背景色の明度差は十分にとり、また、背景に模様のある画像、写真等を使用するときは、文字の周囲を縁取る等して文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

5 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮しなければならない。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページ等への掲載により公募するものとする。

2 前項の募集は、掲載枠に空きが生じたときに随時行うものとする。ただし、第9条第2項の掲載待機者がいるときは、当該掲載待機者のすべてが掲載されるまで新たな募集は行わないものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、千歳市ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、申込みを行うものとする。

(広告掲載の承認)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告掲載の適否を決定し、その結果及び掲載位置その他の掲載条件について、千歳市ホームページ広告掲載承認・不承認通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。この場合において、広告掲載の基準を満たしている申込者の数が第4条に規定する掲載枠数を超えるときは、抽選により

決定する。

2 前項後段に規定する抽選により不承認とされた申込者が広告の掲載を希望するときは、掲載待機者として登録し、掲載枠に空きができるまで順番待ちとすることができる。

3 広告の掲載順序は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 希望する掲載期間が長い申込者から順に掲載枠の上段から割り当てる。
- (2) 希望する掲載期間が同じ申込者が複数あるときは、抽選により掲載順序を決定する。
- (3) 掲載枠に空きができたときは、順次上段に詰めるものとする。

(広告の原稿の作成及び提出)

第10条 広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告の原稿（電子媒体を含む。以下同じ。）を、市長が適当と認める方法により、市長が指定する日までに提出しなければならない。

2 前項に規定する広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(デザイン又はリンク先の変更)

第11条 広告主は、広告のデザイン又はリンク先を変更するときは、当該変更の1週間前までに市長に届け出るものとする。

(掲載料の納付)

第12条 掲載料は、市長が指定する期限までに納付しなければならない。

(広告の内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容及びデザイン、広告主が指定したリンク先のウェブページ及びその属するウェブサイトの内容その他広告の掲載に関する事項（以下「広告等の内容等」という。）が要綱又は基準により禁止されている基準等のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められるときは、広告主に対して、その変更を求めるとともに広告の掲載を停止することができる。

(広告の掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項に規定する期限までに、広告の原稿の提出がないとき。
- (2) 第12条に規定する期限までに、掲載料の納付がないとき。
- (3) 広告等の内容等の変更の求めに広告主が従わないとき、又は広告等の内容等が改善される見込みがないとき。
- (4) 無断で広告のリンク先が変更されたとき、又は閉鎖されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載が適切でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、千歳市ホームページ広告掲載取消通知書（第3号様式）により広告主に報告するものとする。

(広告の掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げようとするときは、千歳市ホームページ広告掲載取下申出書（第4号様式）により、市長に申し出なければならない。

(掲載料の還付等)

第16条 既納の掲載料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) 広告主の責めに帰さない理由により市長が広告の掲載を取り消し、又は広告主が広告の掲載を取り下げたとき。

(2) 第5条第4項の規定により、閉鎖日数に応じた掲載を延長することができないとき。

2 前項第1号の規定により還付する掲載料は、掲載期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日割りにより計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項において同じ。）とする。

3 第1項第2号の規定により還付する掲載料は、日割りにより計算して得た額とする。

4 第14条第1項各号（第2号を除く。）の規定により広告掲載を取り消したときは、既納の掲載料は返還しないものとする。

5 前各項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

(損害賠償)

第17条 市長は、次の各号に掲げる場合において広告主に損害が生じたときにおいても、その賠償の責めを負わない。

(1) 第13条の規定により広告の掲載を停止した場合

(2) 第14条の規定により広告の掲載を取り消した場合

(3) 市長が1日を超えて広告を掲載しているウェブページを閉鎖した場合

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告等の内容等について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、知的所有権その他の権利の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為等をしてはならない。

2 広告主は、広告等の内容等について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、当該広告に起因して千歳市において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年１月２５日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。